

1. 適用規定

マン・ウント・フンメル・ジャパン(以下「M+H」という)とサプライヤーの間における取引には、本約款およびその他書面による合意が適用されるものとし、その変更は両当事者の署名のある書面のみによるものとする。なお、本約款と異なる納入規定は、M+H が書面により明示的に認めた場合のみに限り適用されるものとする。

サプライヤーの一般取引条件の有効性および適用性に関する覚書または参考資料は、本約款において明示的に否定される。

本約款のほか、サプライヤー品質保証契約、サプライヤー・ポータルおよびサプライヤーマネジメントマニュアルの規定も同様に適用され、契約の必要不可欠な部分を構成するものとする。

2. 発注および発注確認

2.1 契約書、発注書、合意またはその変更については、書面によらなければならない。上記規定は、発注がファックス、電子メールまたはデータ通信（EDI または Web EDI）による場合も同様に遵守されたものとみなされ、その場合はかかる書面に M+H の署名を要さない。両当事者の合意および M+H の発注書と異なるものは、M+H の事前の書面による同意がなければ効力を有しない。

2.2 発注書には、発注日、目的物の名称、数量、納入期日、納入場所、支払代金額、支払期日、支払い方法等を定めるものとする。

2.3 サプライヤーの M+H に対する発注の承諾は、発注情報すべてを記載した書面で確認され、これをもって個別契約が成立する。サプライヤーが発注書の受領日から 10 日以内に承諾し、または異議の申し出をしない場合、M+H の発注どおりに承諾されたも

のとする。但し、M+H は期限満了日翌日にこの発注を取り消す権利を留保する。

2.4 M+H は、必要があると認めるときは、数量、納入期日、引渡場所、目的物の構造および設計を変更することができるものとし、サプライヤーは、合理的な範囲内において、その変更要求に応じる義務を負うものとする。両当事者は、かかる変更による費用の超過・軽減および納入期日への影響につき相互に合意しなければならない。

2.5 別段の合意の無い限り、サプライヤーの費用見積りは拘束力を有するものとし、無償で行われる。

3. 納入期日・納入遅延

3.1 合意された納入期日および期限は拘束力を有する。M+H の指定する場所にて目的物が受領された日が、納入期日または期限の遵守の決定事項となる。サプライヤーは通常の荷役および輸送期間を考慮に入れ、遅滞なく目的物を指定された場所へ納入しなければならない。サプライヤーは M+H の発注書で指定された輸送業者へ輸送委託の通知をする義務を負うものとする。サプライヤーが M+H の事前の承認なく M+H が指定する以外の輸送業者に委託した場合、サプライヤーはその結果発生した超過費用すべてを負担するものとする。

3.2 サプライヤーは、理由の如何を問わず、納入期限を遵守できないおそれがある場合、M+H に対し口頭および書面により遅滞無くこれを通知するものとする。

3.3 サプライヤーが指定の納入期日および期限を徒過しても目的物を納入しない場合には、M+H の催告を要せず、サプライヤーの履行遅滞とみなされる。但し、履行遅滞となる

には合意された納入期日および期限が直接または間接的に特定されていることを要する。サプライヤーによる履行遅滞が生じた場合、M+H が指定する猶予期間経過後、M+H は、サプライヤーの費用負担によりサプライヤーの債務を第三者に履行させるか、または契約を解除できるものとし、これらは M+H による自己が被った損失に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。サプライヤーは輸送の遅延により M+H が被った一切の超過費用を負担する義務を負うものとする。

3.4 納入および包装規定に関するサプライヤーの責に帰すべき違反、納期前の納入または超過納入の場合、M+H は（個々の場合においてより高額の損害賠償を請求する権利の有無にかかわらず）1 回の違反につき 15,000 円を約定損害賠償金として運送追加費用を請求することができる。サプライヤーは M+H に実損害が発生していないこと、または実損害がより少額であることを証明することにより、支払い拒絶又は減額請求する権利を有するものとする。他方、M+H は、実損害が約定損害賠償金を超過する場合、その損害を証明することにより、実損害の賠償請求をする権利を有する。

3.5 M+H が遅延納入または遅延債務を受け入れた場合でも、サプライヤーに対する損害賠償請求権を放棄するものではない。

4. 納入・輸送

4.1 サプライヤーは、納入ごとに M+H の発注データをすべて記載した納品書を添付しなければならない。

4.2 サプライヤーは、M+H に対し、M+H が要求する原産地証明（サプライヤーの申告書、移動証明等）を全ての必要情報と共に提供

し、適法に署名された書式にて直ちに無償で提出するものとする。

4.3 別段の合意がない限り、目的地への納入は仕向け地持ち込み渡しで行われるものとする。この場合、所有権及び危険負担は合意された納入場所における受入検査合格をもって買主に移転するものとする。

4.4 M+H は、納入された目的物を M+H の定める受入検査基準及び受入検査方法によって速やかに検査し、数量不足又は不合格品を発見した場合はサプライヤーに通知するものとする。サプライヤーは、自己の費用負担において、M+H の指定する期限までに不足分又は代品を納入するとともに不合格品を引き取るものとする。

5. 支払条件／請求

5.1 サプライヤーは、請求書を発行する際、請求書に M+H の全ての発注データ（発注番号、日付、荷渡し指図書番号）を記載しなければならない。本項の規定に違反する場合、サプライヤーは、その結果発生した請求手続および支払の遅延につき責任を負うものとする。請求書は M+H の本店所在地に送付されるものとする。

M+H は、請求書に不完全または不正確な発注データが記載され、または不完全な請求先住所が記載されている場合、それをサプライヤーに返送する権利を留保する。

5.2 特別な取り決めがない限り、支払は目的物の受領日から 60 日以内に銀行送金により行われるが、請求書の受領前には行われない。

5.3 納期前の納入を受け入れた場合でも、支払期日は当初合意された納入期日によるもの

とする。

5.4 M+H は、納入および請求書を確認する権利を留保する。納入に瑕疵がある場合、M+H は、適切な納入が完了するまで、未履行の納入に応じた支払の一部を留保することができる。

5.5 M+H は、本約款及び個別契約に定めるところによるか否かを問わず、サプライヤーから支払いを受けるべき金銭債権があるときは、サプライヤーへの売買代金等の M+H の金銭債務と対当額でいつでも相殺することができる。

5.6 サプライヤーは、M+H による事前の書面による同意が無い限り、M+H に対する自己の債権又は債務を譲渡し、又は担保に供することができず、また、第三者に債権を回収させることができない。サプライヤーが M+H の同意なく M+H に対する自己の債権を譲渡した場合、当該譲渡はなお有効とするが、M+H は、サプライヤーまたは第三者のいずれに支払うか選択することができる。

6. サプライヤーのマスターデータ

6.1 サプライヤーと取引関係を開始する前提条件は、サプライヤーが企業識別コードである DUNS 番号を取得していることである。発注は、発注時に M+H のサプライヤー・ポータルにおいて自己の DUNS 番号を登録しているサプライヤーに対してのみ行える。

6.2 サプライヤーのマスターデータは <http://b2b.mann-hummel.com> においてサプライヤー・ポータルを通じて管理される。サプライヤーは、当該ポータルにおける自己のデータを常に最新のものに維持するものとする。サプライヤーは自己のデータセットを少なくとも年に一回は確認するもの

とする。

7. 不可抗力

7.1 不可抗力（戦争、暴動、公的権限機関による措置、ストライキ、およびその他の予見不可能、不可避かつ重大な悪影響を及ぼす事態）は、両当事者の本約款及び個別契約に基づく義務を、障害が存在する期間中、当該不可抗力の範囲内において停止するものとする。両当事者は、合理的に要求される情報を遅滞無く相手方に提供し、誠意をもって状況の変化にあわせて自己の義務を果たすものとする。

7.2 かかる不可抗力による状態が 2 ヶ月以上継続した場合、M+H およびサプライヤーは各個別契約（または未履行の契約上の債務）を取り消し、または通知を行うことなく各契約を解除できる。

8. 欠陥の通知

M+H は、通常の自己の営業範囲内において目的物の欠陥に気付いた場合は、直ちに、かかる欠陥を書面によりサプライヤーに対し通知するものとし、サプライヤーは、欠陥の通知が遅延した場合でも、その責任を免れないものとする。

9. 品質上の欠陥

9.1 自動車または業務用車両向けの部品への瑕疵担保責任に基づく請求権は、最初に当該車両が登録された時点またはかかる車両への当該部品の取り付けられた時点から 24 ヶ月経過後に失効する。但し、かかる請求権は M+H に対する納入後 30 ヶ月を越えて存続しないものとする。その他のすべての部品または目的物に関して、瑕疵担保責任に基づく請求権は M+H の顧客への納入後 24 ヶ月経過後に失効するが、書面により明示的に別の期間が定められている場合はこの限

りでない。

9.2 納入された目的物は、その数量および品質に関し、M+Hの要求する仕様、目的、品質要件、関連環境保護規定、納入日において適用される JIS 規格、公的機関または工業組合から定める関連規定および指針、ならびに適用法および規則を遵守しているものでなければならない。

9.3 納入された目的物に欠陥があった場合（合意された特性に欠ける場合を含む）、サプライヤーは、M+Hのその他の法的救済の有無にかかわらず、M+Hの選択により、以下のいずれかを行う義務を負うものとする。

- ① 無償で速やかに当該欠陥を修補し、または無償で欠陥のない代替部品を納入する。（いずれの場合にも、必要な費用負担を含む。）
- ② M+Hに対して、売買代金から合理的な金額をから減額する。

サプライヤーが①又は②のいずれも履行不能な場合、または遅滞なく履行できない場合、M+Hは契約を解除し、サプライヤーの危険負担および費用においてサプライヤーに目的物を返品することができる。更に、サプライヤーは、再度かかる欠陥が発生するのを防ぐため、当該欠陥の原因を除去するための合理的な分析および修正を行うものとする。

緊急の場合、M+Hは、自己のその他の請求権の有無にかかわらず、自ら当該欠陥を除去し、またはサプライヤーの費用負担で第三者をして修補させることができる。この修補に関連する費用はサプライヤーが負担するものとする。

9.4 サプライヤーが再三に渡り欠陥のある目的物を納入し、または欠陥のあるサービスを

提供した場合、M+Hは、書面により警告を与えたのち、サプライヤーが継続して欠陥のある目的物の納入またはサービスの提供を行う場合、未履行の納入分を含む契約を解除することができる。

9.5 9.3の場合において、サプライヤーが修補又は代替部品の納入をするか、M+Hが第三者をして修補するかにかかわらず、サプライヤーは欠陥のある目的物の修補または交換に要した一切の適正な費用（部品代、原材料代、出張費、運送料、取り扱い、仕分け、組み込み、取り外しおよび工賃を含む）を負担する義務を負うものとする。瑕疵担保責任に基づく請求への対応に関し、サプライヤーは、自己がかかる欠陥につき責任を有する限り、（個々の場合において M+H がより高額な損害賠償を請求する権利の有無にかかわらず）1部品につき 15,000 円の約定損害賠償金を支払う義務を負うものとする。

サプライヤーは、いかなる場合においても、M+Hがかかる損害の不発生、または損害額がより少ないことを証明することにより、支払い拒絶又は減額請求する権利を有する。他方、M+Hは、実損害が約定損害賠償金を超過する場合、その損害を証明することにより、実損害の賠償請求をする権利を有する。

9.6 M+HがM+Hの顧客に対しサプライヤーとして義務を負い、その結果より長期または更なる瑕疵担保責任、品質責任が発生する場合、サプライヤーは、事前の書面による通知以降、かかる義務が適用されるものとする。

10. 損害賠償責任

10.1 別段の合意のない限り、サプライヤーは、

- 自己の責に帰すべき事由に直接的または間接的に起因する拡大損害を含む一切の損害を賠償する義務を負うものとする。瑕疵担保責任に基づく場合を除き、原則として、サプライヤーの損害賠償責任は、サプライヤー、その代表者、履行補助者および代理人が損害の発生につき故意又は過失がある場合にのみ適用されるものとする。サプライヤーの損害賠償責任は、M+H が M+H の顧客に対する責任を有効に限定した場合、その範囲において免責される。M+H は、法律上許容される範囲内で、サプライヤーのためにその損害賠償責任の限定に合意するよう努めるものとする。
- 10.2 第三者が M+H に対し、故意または過失に起因するか否かにかかわらず、損害賠償請求を行った場合、サプライヤーは、その損害につき責任がある場合、M+H に対してかかる請求のうち自己の責任に応じて M+H への補償を行うものとする。
- 11. 製造物責任**
- 11.1 製造物責任に基づく損害賠償請求が M+H に対し行われた場合、サプライヤーは、自己の目的物の欠陥に起因してかかる損害が発生した場合、その範囲において M+H に対しかかる請求への補償を行うものとする。サプライヤーは、損害発生原因につき自己が責任を負う範囲において立証について全面的な責任を負うものとする。
- 11.2 前項の場合、サプライヤーは、訴訟費用（発生した場合）を含む一切の費用を負担し、かかる費用を M+H に補償する義務を負うものとする。
- 11.3 サプライヤーは、目的物を納入した日から 10 年間、その目的物の製造、加工、出荷及び販売に関する記録を保存するものとする。
- 11.4 M+H は、サプライヤーが納入した目的物の欠陥に起因して製品を回収する場合、サプライヤーに対し回収の手續および履行につき合意するため事前の通知を行う。但し、緊急事態のため事前の通知が不可能である場合にはこの限りでない。サプライヤーは、その回収がサプライヤーの納入した目的物の欠陥に起因するものである場合、その責任に応じて、回収のための費用を負担するものとする。
- 11.5 サプライヤーは、自己の費用と責任において、必要な製造物責任保険（回収費用をも補償するもの）を付保する義務を負う。M+H の請求により、サプライヤーは、かかる保険を付保したことを証する保険証書を M+H に提出しなければならない。
- 12. 品質、環境および書類**
- 12.1 サプライヤーは、納入する場合、適宜適用される、商習慣上の技術ルールを遵守しなければならない。M+H がサプライヤーに対し図面、サンプルもしくはその他の提供物、または書類を支給している場合、サプライヤーは目的物のデザインおよび特性につきかかる支給物における指示に従うものとする。目的物または既に承認された製造工程の変更、もしくは製造場所の移動は、サプライヤーの遅滞なき書面による通知および M+H の事前の明示的な書面による同意を要する。
- 12.2 製造原料の納入については以下の規定が適用されるものとする。これらの規定の個別の変更は書面によらねばならない。
- 12.3 サプライヤーは、適宜適用されるバージョンにおける ISO9001:2008 に基づく品質管理システムを維持し、展開するものとする。

- 公認オフィス又は第三者認証機関の証明書、および VDA Volume 6, Part 1 等と同等の品質管理システムは、M+H による事前の検討を経た後、承認されうる。サプライヤーは M+H に対し最新の証明書を提供し、証明書の有効期限の経過後 M+H の要求があった場合、新しい証明書を M+H に送付するものとする。サプライヤーは証明書が無効となった場合には遅滞なく通知しなければならない。
- 12.4 試作品の製作は、最新の「サプライヤーの品質保証」(VDA Volume 6, Part 1) および / または PPAP (AIAG) に従って行われる。試作品製作に加え、サプライヤーはすべての原料のデータを原料データベース IMDS (国際原料データベースシステム International Material Database System; <http://www.mdsystem.com>) に入力しなければならない。すべての関連原料データが承認され、受け入れられて IMDS へ入力されることが試作品の承認の前提条件とする。
- 12.5 サンプル検査に合格した場合でも、サプライヤーは納入した目的物の品質を継続的に検査し、一定の頻度において再認定テストを行わねばならない。M+H およびサプライヤーは更なる品質改善の可能性について互いに報告しなければならない。
- 12.6 サプライヤーは、自己に適用されるあらゆる環境関連法規を遵守しなければならない。運用上の環境保護の継続的な改善および環境汚染の防止は商習慣上のルールに従って計画的に確保されるものとする。
- 12.7 サプライヤーは、EU 地域への納入を行う場合、2006 年 12 月 18 日より適用されている、化学製品の登録、評価、認可および制限に関する欧州委員会規則 (EC) No.1907/2006 (「REACH」) の要件を遵守する義務を負うものとする。REACH の要件を完全に遵守していない製品を M+H に対して供給できない。
- 12.8 サプライヤーは本条の規定を自己の下請業者に遵守させる義務を負うものとする。
- 13. 知的財産権**
- 13.1 サプライヤーは、M+H が供給された目的物を再販売すること、契約上の合意に従って配置または使用することにより、いかなる知的財産権 (知的財産権の出願を含む) も侵害しないことを保証し、かつ、かかる権利の使用または侵害に起因する第三者による一切の請求から M+H を免責するものとする。
- 13.2 M+H およびサプライヤーは、相手方による知的財産権を侵害する危険性またはその疑いを認識した場合、その知的財産権の侵害に起因する請求に対して互いに対処できるよう、相手方に直ちに通知するものとする。
- 14. 所有権の留保**
- M+H は、サプライヤーにより拡大または延長された所有権の留保は認めない。所有権の留保に関する合意は、別途 M+H の書面における承認を要するものとする。
- 15. 秘密保持**
- 15.1 両当事者は、取引の範囲において知り得た一切の業務および技術上の詳細を機密として扱う義務を負うものとし、相手方の書面による事前承諾なく、第三者に開示しないものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、本項の規定は適用しない。
- ① 開示を受けた際に公知の情報
 - ② 開示を受けた後、自己の過失又は本

契約の違反によることなく公知とな
った情報

③開示を受ける前に自ら知り得ていた
情報

④相手方とは無関係の情報源から適法
に得た情報

⑤開示された情報と無関係に自ら独自
に開発した情報

15.2 M+H が開示又は提供した図面、模型、テン
プレート、見本、工具、電気器具および同
様の物品（これらに基づきサプライヤーが
製作したものを含む）は、所定の目的以外
に使用せず、権限の無い第三者に引き渡し
または開示してはならない。これらの複製
は業務上の要件および著作権法で規定する
自由利用の範囲内においてのみ許可される。

15.3 サプライヤーは、前 2 項を取り扱う必要
のある従業員、役員及び下請業者に本条
を遵守させるものとする。

15.4 両当事者は、相手方の書面による事前の承
認を得た場合にのみ、相手方との取引関係、
相手方の名称またはロゴを自己のビジネス
上の宣伝に使用することができる。

15.5 本条は、契約終了後においても有効に存続
するものとする。

16. 支給・貸与物の扱い

M+H がサプライヤーに対し提供し、または
その費用を負担した原料、工具、サンプル、
模型、パターン、図面およびその他の製造
手段ならびに機密情報の所有権は、M+H に
帰属する。サプライヤーは M+H がこれらの
返還を求めたときは、遅滞なく返還するも
のとする。

サプライヤーは、これらを機密として扱い、

M+H の事前の書面による承認があった場
合にかぎり第三者へ納入する目的物に使用
できる。

17. 雑則

17.1 一方当事者が支払停止もしくは支払い不能
の状態に陥った場合、第三者による差押え、
仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは
競売の申し立て又は公租公課の滞納処分を
受けた場合、破産手続、民事再生手続、会
社更生手続開始決定の申し立てもしくは清
算手続が開始された場合、監督官庁より営
業の取り消し、停止等の処分を受けた場合、
その他信用又は事業に重大な変化が生じ、
契約に基づく債務の履行が著しく困難にな
るおそれがあると認められる場合、他方当
事者は催告その他の手続を要せず、未だ履
行されていない部分につき契約を解除する
ことができる。かかる解除事由に該当する
当事者は、他方当事者に対して負担する一
切の債務につき自動的に期限の利益を喪失
するものとし、債務のすべてを直ちに他方
当事者に弁済しなければならない。

17.2 サプライヤーは、次の各号のいずれかに該
当する事実が生じたとき、もしくはそのお
それがあるときは、速やかに M+H に通知し
なければならない。

①住所、代表者、商号その他取引上の重要
な変更事項

②営業の譲渡、合併その他経営上の重要な
変更

③前項前段の各事由に該当する事項

17.3 本約款、個別契約又は付随する合意の規定
が無効または失効した場合でも、他の残余
規定の有効性には影響を与えないものとする。
両当事者は、かかる無効規定を、当該
無効規定の効果を最も反映する有効な規定
と置き換える義務を負うものとする。

- 17.4 すべての納入の履行地は発注書に表示された工場とする。
- 17.5 別に定める合意の無い限り、本約款および個別契約には日本国の法律が適用される。
1980年4月10日の国際物品売買契約に関する国連条約は適用除外される。
- 17.6 **M+H** およびサプライヤーに本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、**M+H** の主たる営業所を専属的合意管轄裁判所とする。